

ねんりんピック岐阜２０２５郡上市実行委員会協賛募集要項

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック岐阜２０２５郡上市開催大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の使途

ねんりんピック岐阜２０２５郡上市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するふれあいスポーツ交流大会およびふれあいレク大会の運営用物品や、消耗品などの大会運営全般、大会参加者等への記念品に充てる。

3 募集方法

市内外の個人、法人、団体等に対して、ホームページや広報誌等にて広く呼びかけ、募集する。

4 協賛の手続き

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申し出は、協賛申込書（別記第１号様式）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、申込者の希望に応じ、領収書（別記第３号様式）若しくは受領書（別記第４号様式）を発行する。
- (4) 物品による協賛の場合は、申込者に対し、実行委員会の指定する方法により納入を依頼する。
- (5) 協賛物品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、協賛者の負担とする。
- (6) 資金による協賛は、原則として実行委員会が指定する口座への振込とする。申込者に対し、口座振込依頼書（別記第２号様式）により振込を依頼する。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れられないもの

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動などに関わる恐れがあるもの
- (4) その他実行委員会において不適切と認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員

会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 対象及び特典

協賛の対象及びその特典は、別表 1 のとおりとする。

8 協賛への謝意

協賛者等への謝意表明は、協賛者等の氏名又は名称を公表することにより行う。また、必要に応じて礼状もしくは感謝状を贈呈する。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までとする。

ただし、受け入れ状況に応じて受け入れ期間を延長することができるものとする。また、その場合の協賛特典については協賛者と協議するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関して必要な事項は実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。